

# 国家公務員法等の一部を改正する法律案に対する修正案概要

## 趣旨目的

- ✓ 司法権と密接不可分な関係にある検察官については、司法権の独立を確保するためにも、他の行政権からの独立が担保されなければならない。
- ✓ そのためには、検察官の定年による退官時期や役降り時期が内閣や法務大臣の判断に左右されることがあってはならず、そして、そのような考え方こそが、これまでの法解釈の前提であったはずである。
- ✓ 政府による恣意的な解釈変更は断じて許されるべきものではなく、したがって、本修正は、正しいこれまでの考え方に基づいた法改正を行うべきとの認識の下、提出するものである。

## 修正概要

〔下図の✕部分が主な修正部分〕  
〔その他必要な経過措置を規定〕

